

「生活保護基準引き下げは違憲！」
人間らしく生きる裁判を支える会

2023年2月16日
秋田県社保保障推進
協議会内
018-835-6534

支える会通信

No. 28号

第1回控訴審開廷される！

控訴審を前に12月16日秋田県庁記者会見室で記者会見を開催しました。記者会見は、新聞・テレビに掲載・放映されました。

12月22日に第1回控訴審が開廷されました。当日は、雨が降る天候でしたが、原告（控訴人）及び支援者は秋田県庁から裁判所まで横断幕を持ってデモ行進を行いました。



午後2時から開廷された控訴審は、生活と健康を守る会、支える会など支援者と報道関係者で傍聴席は満席になりました。

控訴人代理人弁護士（虻川高範、狩野節子、西野大輔弁護士）控訴人の間杉ヨシさんの4名が下記の意見陳述を行いました。

秋田地裁判決の不当性・原告の実態を意見陳述

<狩野弁護士> 社会保障基準部会の部会長代理に就任した専門家が、「生活保護世帯の消費構造を把握する上で適切なのは社会保障生計調査です」と述べています。デフレ調整に関する厚生労働大臣の判断が統計等の客観的な数値との整合性を欠くことは明らかです。大阪、熊本、東京、横浜地裁判決はデフレ調整について違法性を認めました。デフレ調整の不当性が見直され、原判決が是正されるよう願ってやみません。

<西野弁護士> 原判決では、控訴人らの生活実態には全く踏み込まないまま、控訴人らに敗訴の判決を言い渡しました。原告人らは、引き下げられた保護基準ではお

よそ人間らしい生活を維持できなとして、自らの生活の危機に直面し、ここで声を出さなければ潰れてしまうと力を振り絞って立ち上がったのです。日々の生活でもぎりぎりまで我慢し、それぞれの工夫で何とかしのいでいるのが現状です。厚生労働省は食生活の指針として「一日の食事の中で30品目を目標に摂取しよう」と提唱していたが、そのようなことは望むべくもありません。栄養面でも、食事を楽しむという精神的な意味でも、衣食住のすべてにおいて、控訴人らの生活には全く足りないのです。控訴人らの生活実態を直視していただくことを切に求めます。

原告（控訴人）・間杉さん（秋田市）

病気で倒れその後亡くなった弟の障害のある子どもを引き取って育てています。十分に食べられません。スマートフォンもパソコンも持っていません。この冬は物価高により生活できない。保護費を元に戻して欲しい」と訴えました。



< 虻川弁護士 > 憲法 25 条を受けて制定された生活保護法は、第 8 条 2 項で「保護基準は要保護者の年齢別・・・その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすものであって、且つ、これをこえないものでなければならない」と定められています。だから「超える」と判断されて、保護基準が下げられたら保護費が減額されます。しかし、この「超える」という判断が誤っていたらどうなるでしょうか。減額された保護基準による保護費では「健康で文化的な最低限度の生活」の需要を満たすには「十分」ではなく、その最低限度の生活さえ維持できないこととなります。このことを国・地方自治体は、認めるのでしょうか。

当法廷でも、各地で起こされている訴訟で争われているのは、この憲法で保障されているはずの「健康で文化的な最低限度の生活」を割り込むほどの保護費削減を、国として許容するかどうか、その判断が問われているのです。老齢加算最高裁判決で示された規範を適用し正しく解釈し、司法審査の光を照らそうとすることかあります。私たちは、当審においても、歴史の審判に耐え得る、素晴らしい判決が言い渡されることを信じています。

大阪・熊本・東京・横浜で連続勝訴！ 秋田でも逆転勝訴を！

報告集会では、虻川弁護士が「2023 年 2 月 10 日に宮崎地裁・3 月 24 日に青森・和歌山・さいたま地裁で判決が言い渡される予定です。大阪高裁では 4 月 14 日に判決が出される予定です。裁判の情勢としては『潮目』が変わった。この潮目の流れで秋田を含めて勝利判決を勝ち取りたい」と力強く報告してくれました。

「人間らしく生きる裁判を支える会」第6回総会・学習講演会

12月3日午後1時から26名が参加者して中通労組会館で第6回総会が開催されました。

県社保協佐竹事務局長が開会を宣言、中通労組高村美幸執行委員長を議長に選出し総会は開始されました。支える会越後屋建一会長（県労連議長）は、「生活保護基準の引き下げ裁判では、『統計等との整合性取れていない・専門家の審議を経ていない』などとして全国4地裁で原告の主張が認められ勝利判決を勝ち取っている。最近の異常な物価高で生活はますます苦しくなっている。生活保護基準は労働者の最低賃金・税金・医療・介護等国民生活を支える47制度と連動しその果たす役割はますます大きくなっている。高裁での勝利判決を勝ち取るため全力をあげましょう」と挨拶しました。

来賓として参加した加賀屋千鶴子秋田県議会議員は「最近の異常な物価高で県民の生活は非常に苦しくなっています。とりわけ生活保護受給者は基準額の引き下げで大変な生活になっています。国は物価が下がったとって保護基準額を引き下げました。しかし、このように物価が上がっても保護基準額は引き上げない。県議会に対し国に保護基準額の引き上げを求める決議を提案しています。高裁での勝利判決を必ず勝ち取るために共に頑張りましょう」と連帯と激励挨拶がありました。

討議では秋田守る会後藤和夫さんから、「生活と健康を守る会の班会の中で『生活保護基準の引き下げは私たちには直接に影響がないと思っていた。しかし、年金額が引き下げられて保護基準の引き下げの影響を実感した。今後は一緒に裁判闘争に取り組みたい』という発言があった」ことが紹介されました。

総会では、事務局から提案された総括・運動方針・決算予算及び役員提案は参加者の全員の拍手で承認されました。

役員体制（敬称略）

支える会会長	越後屋建一
副会長	虻川高範 佐藤幸美 鈴木正和 小玉正憲
事務局長	佐藤衛
事務局次長	佐竹良夫 三浦宣人
役員	西丸功（会計） 渡部雅子 櫻田雄美 高橋京子 他団体から数名
会計監査	工藤優 田中真紀子

総会終了後は狩野節子弁護士を講師に「いのちのとりでIN秋田」と題して学習講演会を開催しました。

講演では、

○全国では原告の主張が認められ 4 地裁で勝訴。

○大阪地裁の判決は、1955 年（昭和 35 年）の朝日訴訟以来のことと言われた。

○大阪に続いて、熊本・東京・横浜と行政訴訟で厚生労働大臣の処分の違憲を認める判決が続いているというのは異例。

○それほど今回の切り下げには問題があったということ。

○生活保護制度の権利性を明確にさせる。

○判決分内容を比較すると勝利した地裁判決文では原告の生活実態・保護基準引下の手続き過程を丁寧に言及し秋田地裁判決とは大きな違いがある。

○秋田地裁判決の問題点と課題として、①判決枠組みの問題、②デフレ調整の問題、③歪み調整の問題、④当事者らの生活実態に対する想像力が欠如していることなどを指摘しました。

わかりやすい内容で、参加者は今後の活動に勇気・希望と確信を持つことが出来ました。



生活保護基準裁判の潮目が変わった！ 宮崎地裁で 5 例目の勝訴！

2月10日、宮崎地裁で原告勝利・全国で5例目の判決が言い渡されました。小島清二裁判長は「統計などの客観的な数値との合理的な関連性や専門的な知見との整合性を欠いている」と指摘し「今回の基準の改定が健康で文化的な生活水準を維持するのに足りるものであるとした厚生労働省大臣の判断には過ちや欠陥がり、裁量権の範囲を逸脱、または濫用したものといえる」として引下げの取り消しを認めました。一方、小島清二裁判長は判決の言い渡しとは別に、訴えから2月10日までに8年余りを要し、この間、原告の一人が亡くなったことに触れ「審理開始からながい期間を要したことで判決を受けることが出来なかった原告がいることはいち裁判官として遺憾に思っている」と述べていたことが伝えられました。

（守る会新聞秋田版 2023年2月19日号から）